

県北陸上競技協会主催

令和6年度

第2回

週末合同練習会

一緒に陸上競技を楽しみましょう

日時

令和6年5月25日(土) 13時~16時

※受付: 12:45~

場所

福島市 誠電社WINDYスタジアム(信夫ヶ丘競技場)

参加費

500円(受付時に納入)

ただし、初めて参加の場合のみ、スポーツ安全保険への加入のため、800円を別途お支払いいただきます。保険は令和7年3月31日まで有効となります。

対象

県北地区在住の小・中学生

※学校の部活動としての参加ではなく、個人参加となります。

申込方法

QRコード、もしくは下記URLから
5月21日(火)までに申し込みください。

URL:<https://forms.gle/T8MEkknNkCvMHPpk8>



次回は、令和6年6月16日(土)9時~12時の開催となります。



←今後の予定はこちらからご確認ください。

※県北陸上競技協会のページから確認できます。

【問い合わせ先】

県北陸上競技協会

担当:二瓶 励

電話090-8786-6256

令和6年度 陸上競技週末合同練習会 実施要項

1 目的

- ・ 少子化の進展により学校部活動の存続が厳しい状況であることを踏まえ、小・中学生が地域において活動できる機会を確保する。
- ・ 各種目の専門講師から指導を受けることにより、陸上競技の本質的な楽しさに触れるとともに競技力の向上を図る。

2 主催 県北陸上競技協会

3 共催 福島市教育委員会

4 場所 誠電社WINDYスタジアム（福島市信夫ヶ丘競技場）

5 対象 県北地区在中の小・中学生

6 参加費 1回500円（各回の受付時に納入してください）
※初回参加時のみ、参加費とは別に、スポーツ安全保険年間掛け金として800円を納入していただきます。

7 講師 県北陸上競技協会講師

8 日程

回	日付	時間
第1回	4月13日(土)	13:00~16:00
第2回	5月25日(土)	13:00~16:00
第3回	6月16日(日)	9:00~12:00
第4回	7月6日(土)	13:00~16:00
第5回	8月11日(日)	13:00~16:00
第6回	9月28日(土)	13:00~16:00
第7回	11月2日(土)	13:00~16:00
第8回	12月21日(土)	13:00~16:00
第9回	1月11日(土)	13:00~16:00
第10回	2月8日(土)	13:00~16:00
第11回	3月1日(土)	13:00~16:00
第12回	3月22日(土)	13:00~16:00

各回とも、練習開始時刻の15分前から受け付けを行います。

9 申込方法 県北陸上競技協会ホームページより申し込みをお願いします。
各回の申し込み時期はホームページで確認してください。



10 その他

- (1) 本練習会は、学校部活動としての参加ではなく、個人参加を原則とします。
- (2) 本練習会は、学校管理下外の活動となるため、ケガ等の場合、日本スポーツ振興センターの補償対象外となります。そのため、参加者にはスポーツ安全保険へ加入していただきます。
初回のみ、年間掛け金として800円を参加費とは別に徴収いたします。
- (3) 不明な点があれば、事務担当までお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

県北陸上競技協会 担当 二瓶 励
電話090-8786-6256

1 加入区分・掛金・補償額

2 3 P.2、P.3とを合わせてご覧ください。

傷害保険 入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)手術保険金についてはP.5傷害保険「支払われる保険金」(5)をご覧ください。
賠償責任保険 自動車事故によって賠償責任を負った場合は対象外となります。
 P.6賠償責任保険「保険金が支払われない主な場合」(2)③をご確認のうえご加入ください。

◎団体活動を行う**4名以上**の方々でご加入ください。

団体の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類および補償範囲によって加入区分が異なります。

中途加入・中途退会の場合でも年間掛金を適用します。

加入対象者	加入区分 加入区分は加入者ごとに ご選択ください。	補償対象となる団体活動(学校管理下を除く) ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。				スポーツ 活動	文化 活動等	危険度の 高い スポーツ 活動	年間掛金 (1人当たり)	対象 範囲	傷害保険金額 事故の日からその日をきめて180日以内				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
		スポーツ 活動	文化 活動	ボランティア 活動	地域活動						死亡	後遺障害 (最高)	入院 1日目から/ 日額 180日限度	通院 1日目から/ 日額 30日限度		
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A1	スポーツ活動	文化活動	ボランティア活動	地域活動	○	○	×	800円	団体活動中とその往復中	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
	C 64歳以下	スポーツ活動 (指導・審判を含む)	△64歳以下はC区分、65歳以上はB区分となります。 年齢の判断は、「令和6年4月1日」を基準とします。			○	○	×	1,850円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
	B 65歳以上		○	○	×	1,200円	団体活動中とその往復中	600万円	900万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円			
	A2 A2区分は65歳以上の方も 加入できます。	文化活動	ボランティア活動	地域活動	準備・片付け・応援・団体の送迎	×	○	×	800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
全年齢	D	危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む)				○	○	○	11,000円	団体活動中とその往復中	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億円 (ただし、対人賠償は1人 1億円)	180万円
ワイドコース(個人活動補償型) 子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	AW	A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象				○	○	×	1,450円	団体活動中とその往復中	3,100万円	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	上記以外									上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故 500万円	対象外
	熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合、保険金額はA1区分と同額															
	熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。															
大人 (高校生以上)	CW 64歳以下	C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象				○	○	×	4,850円	団体活動中とその往復中	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	上記以外									上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故 500万円	対象外
	就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。															
	就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。															
大人 (高校生以上)	BW 65歳以上	B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動も対象				○	○	×	5,000円	団体活動中とその往復中	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 5億500万円 (ただし、対人賠償は1人 1億500万円)	180万円
	上記以外									上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故 500万円	対象外
											就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。					

■スポーツ活動とは、次の活動を言います。

運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。なお、次の活動もスポーツ活動となります。(危険度の高いスポーツ活動はD区分での加入となります。)
 ●各種体操、太極拳、ヨガなどのフィットネス ●各種ダンス、バレエ、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、パントフリンギング、カラーガードなどのダンス、踊り
 ●ウォーキング、ハイキング、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動 ●運動会、球技大会など

■A2区分ではスポーツ活動(指導・審判を含む)中の事故は補償の対象とはなりません。

ボランティア、地域活動、団体活動の支援であってその活動にスポーツ活動が含まれる場合や、加入団体でのスポーツ活動中の事故を含めて補償を受けた場合は、C区分、B区分またはD区分でご加入ください。

▲全での加入区分におけるご注意

■この保険は同一団体で1口しか加入できません。■複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。■年度途中での加入区分の変更はできません。■加入手続きに不備がありまると、保険金が支払われないことがあります。

■危険度の高いスポーツ活動とは、次の活動を言います。

●山岳登山(注1) ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン ●スキューバダイビング
 ●航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)の操縦 ●超軽量動力機(注2)、ハンググライダー(注3)、ジャイロプレーンの搭乗
 ●その他これらに類するスポーツ活動

(注1) 雪山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング(スポーツクライミングを除く。)など特殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)
 (注2) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいひ、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。
 (注3) パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

3 支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合

各種解説

対象となる事故

傷害保険

被保険者が日本国内において**団体での活動**中および**往復中**に、**急激で偶然な外来**の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。

※AW・BW・CW区分にご加入の場合は、上記に加え、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を除きます。



● 団体活動中のケガ ● 団体活動への往復中、車にはなられてケガをした場合

賠償責任保険

被保険者が日本国内で行う**団体での活動**中および**往復中**に、またはそれを行うために被保険者が有する**使用・管理する動産**に起因して、他人にケガをさせたたり、他人の物を壊したなどによって、**法律上の損害賠償責任を負った場合**に対象となります。

※AW・BW・CW区分にご加入の場合は、上記に加え、「団体での活動中およびその往復中」以外に発生した賠償責任も対象となります。

- (例1) 野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に損傷を与え、ドライバーが損害賠償責任を負う場合
- (例2) 子ども会の行事で海水浴をしている間に、子どもがおぼれて亡くなり、指導者が管理上の賠償責任を負った場合
- (例3) 団体活動への往復中、自転車で通って歩行者とぶつかりケガをさせた場合
- (例4) 団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを破って割ってしまった場合



突然死葬祭費用保険

被保険者が日本国内において**団体での活動**中および**往復中**に**突然死**(*)した場合は、**被保険者の親族が葬祭費用を負担したとき**に対象となります。

※突然死とは、急性心不全等の心血管疾患や肺血栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患および大動脈解離等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。

- ① 団体での活動中および往復中の死亡
- ② 団体での活動中および往復中に顕著な体調変化が確認(+)され、そのときから24時間以内の死亡(+)。ただし、その顕著な体調変化に原因がある死亡に限りません。
- (*) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りません。
- (**) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。

○ 支払われる保険金

- 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、**通院保険金の支払日数は、1事故につき30日が限度となります。**
- 入院・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなされます。
- 死亡した場合、死亡保険金額の全額が支払われます。ただし、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払われた金額を控除した残額が支払われます。
- 後遺障害保険金は、以下の金額が支払われます。
 - ① 約款で定める第1級に該当する後遺障害は後遺障害保険金最高額
 - ② 約款で定める第2級～第14級に該当する後遺障害は、死亡保険金額の4%～89%
 なお、保険期間を通じ約款記載の保険金額が支払限度となります。
- 治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術料の算定対象として**列挙されている手術または**先進医療に該当する所定の手術を受けた場合**に、保険金が支払われます。
 - ① お支払額 入院中の手術：入院保険金日額の10倍
 - ② 入院中以外の手術：入院保険金日額の5倍

ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限られます。1事故に基づきケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみが支払われます。※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。※支払対象となる「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、労働者に対する公的医療保険制度の給付対象となっていない療養は先進医療とはみなされません。(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)

- (6) 通院しない場合においても、**約款所定の部位に傷害を被った場合で、その部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを着脱装着した場合**、その日数に対して、通院保険金が支払われます。
- (7) 入院、通院とも医療費の実費ではなく、**1日当たりの定額保険金が支払われます。**
- (8) 同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。
- (9) 入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされたも、入院・通院保険金は重複して支払われません。
- (10) これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

- (1) 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金が支払われます。
 - ① 被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
 - ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上動産の承認が必要となります。
 - ② 東京海上動産の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
 - ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、東京海上動産の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
 - ④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任が生じることが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または東京海上動産の書面による同意を得て支出したその他の費用
 - ⑤ 東京海上動産の求めに応じて協力するために支出した費用
 上記①～⑤の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金が支払われます。上記①～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額+損害賠償金」の割合によって削減して保険金が支払われます。
- (2) 損害賠償金は、被害者、他の者(たとえば施設の管理者)の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談等については、**事前に東京海上動産と十分ご相談ください。**
- (3) この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」は**ありません**。そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上動産からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めいただくこととなります。
- (4) この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおりとなります。
 - ① 他保険契約等では、東京海上動産から支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。
 - ② この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおりとなります。
 - ① 他保険契約等では、東京海上動産から支払われていない場合は、他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合は、既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

- (1) 次のような事由により生じた突然死
 - ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
 - ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療するケガを除きます。)
 - ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など
 - ⑥ その他
- (2) 次のような事由により生じた傷害
 - ① 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
 - ② 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療するケガを除きます。)
 - ③ ①の事由によるケガが対象となります。
 - (2) わちう症、腰痛などで、医学的覚醒所見のないもの
 - (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われません。)
 - (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害
 - (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害
 - (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
 - ① 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用)
- (3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死
- (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故
- (5) 傷害保険の死亡保険金の支払い対象となる死亡
 - ① 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など

✕ 保険金が支払われない主な場合

- 次のような事由により生じた傷害
 - ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
 - ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療するケガを除きます。)
 - ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など
 - ⑥ その他
- 次のような事由により生じた突然死
 - ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
 - ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療するケガを除きます。)
 - ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など
 - ⑥ その他
- ⑦ 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用)

- (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。)
- (5) テニスラケット、バレーボールネットなどを借りて通って壊した場合には支払われませんが、一時的に使用している体育館の窓ガラスを破って割ってしまった場合は支払われます。
- (6) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設内にある他の財物に起因する損害
- (7) 学校、保育所の管理下の児童、生徒、学生または幼児の活動中に起因する損害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に起因する損害には支払われません。)
- (8) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など

- (1) 次のような事由により生じた突然死
 - ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
 - ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療するケガを除きます。)
 - ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など
 - ⑥ その他
- (2) 次のような事由により生じた傷害
 - ① 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
 - ② 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療するケガを除きます。)
 - ③ ①の事由によるケガが対象となります。
 - (2) わちう症、腰痛などで、医学的覚醒所見のないもの
 - (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われません。)
 - (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害
 - (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害
 - (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
 - ① 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用)
- (3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死
- (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故
- (5) 傷害保険の死亡保険金の支払い対象となる死亡
 - ① 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など

- (1) 次のような事由により生じた突然死
 - ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転
 - ③ 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療するケガを除きます。)
 - ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など
 - ⑥ その他
- (2) 次のような事由により生じた傷害
 - ① 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
 - ② 被保険者の妊娠、出産、早産または流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療するケガを除きます。)
 - ③ ①の事由によるケガが対象となります。
 - (2) わちう症、腰痛などで、医学的覚醒所見のないもの
 - (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われません。)
 - (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害
 - (5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害
 - (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
 - ① 急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用)
- (3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死
- (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故
- (5) 傷害保険の死亡保険金の支払い対象となる死亡
 - ① 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など

1 被保険者とは

当保険において補償を受けることができない方をいいます。当保険では加入手続きを行った際にご提出いただいた団員名簿に記載のある方が被保険者となります。ただし、賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者として扱います。

2 団体の管理下における団体活動とは

次の2つの条件をいずれも満たす活動をいいます。

- 日、場所、内容等、団体が定めた活動計画に基づき、指導監督者の指示に従った活動
- 加入時にご提出いただいた団員名簿に記載された者が集って行う活動

具体的には集合から解散までの間となります。



※合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となります。なお、団体の指示に基づいた次の活動については団体の管理下における団体活動として扱います。

- 被保険者が団体の代表として、団体代表者の承認を得て、国、地方公共団体、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本レクリエーション協会等(加盟団体およびその傘下団体を含む。)が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に参加して行う活動 (注) 競技会における事故は補償されませんが、別途、選抜チーム・トレンスの管理下で実施される場合(練習・合宿等)は補償されません。その際には選抜チーム・トレンスの団体としてご加入ください。
- 大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動
- 昇級、昇段試験または資格取得の各種審査会等に参加して行う活動 など

3 自宅とは

被保険者の居住の用に供する建物(敷地を含む。)をいいます。ただし、アパート、マンション等の共同住宅に区画(専用使用権のある共用部分を含む。)をいい、学生寮、寄宿舎等の共同舎においては建物(敷地を含まない。)をいいます。例えば、集合場所に向かう際に自宅内で発生した事故については、往復中の事故には含まれず補償の対象とはなりません。

令和6年度福島市中学校剣道合同練習会実施要項

- 1 目的 当練習会は、学校部活動の地域移行にともない発足したものであることを踏まえ、学校教育の一環としてきた部活動の意義を尊重し、心身共に健全な中学生の育成を目的として活動を行うものとする。
- 2 主催 福島県剣道連盟福島支部
- 3 共催 福島市教育委員会
- 4 主管 福島県剣道連盟福島支部中学校委員会
- 5 会場 十六沼公園体育館
東部体育館
西部体育館
- 6 講師 福島県剣道連盟福島支部中学校委員会指導員
南 大紀 田所 政孝 渡部 真志 星 憲行
菅野 直弥 八巻 裕介 八巻 恵奈 清野 恭史
横田 昌英 酒井 克幸 佐久間光児 梅宮 賢
齋藤 匡史 沼崎 奈美 古川 麗香 國原 宣昌
- 7 参加料 各回1人700円
- 8 準備物 防具一式、竹刀（初心者は竹刀のみの練習から始める）
※木刀を使用する場合があります
- 9 申し込み方法について
参加を希望される場合は、4月26日（金）までに右記のQRコードを読み取り、Google フォームから申し込みをして下さい。QRコードを読み取れない場合は、URLを直接入力して申し込みして下さい。（URL：<https://forms.gle/3pMPVeoMj6SU5r5EA>）
- 10 保険加入について
参加者全員に必ず「スポーツ安全保険」（年間掛金800円）に加入していただきます。団体での申請となるため、手続きについては事務局で行います。上記申し込みと同時に加入を了承したものとして手続きを行いますので、初回参加時に、保険料800円と参加料700円、合計1,500円を納入ください。なお、保険料につきましては、参加回数に関係なく800円の定額になります。
- 11 その他
 - ① 参加者は会場入り口の受付で参加料を支払い、名簿に氏名及び所属中学校を記入する。



12 日程 (全12回)

月 日	曜日	会 場	時 間	講 師
5月11日	土	東部体育館	9:00~12:00	全講師
5月18日	土	十六沼体育館	9:00~12:00	南、田所、梅宮、沼崎
5月25日	土	十六沼体育館	9:00~12:00	南、渡部、清野、菅野
6月8日	土	飯野体育館	9:00~12:00	南、田所、齋藤、星
7月6日	土	南体育館	9:00~12:00	南、渡部、佐久間、八巻
8月31日	土	十六沼体育館	9:00~12:00	南、田所、佐久間、菅野
9月28日	土	十六沼体育館	9:00~12:00	南、渡部、横田、酒井
10月5日	土	十六沼体育館	9:00~12:00	南、田所、横田、酒井
11月16日	土	東部体育館	9:00~12:00	南、渡部、國原、沼崎
12月7日	土		9:00~12:00	南、田所、清野、齋藤
1月18日	土	十六沼体育館	9:00~12:00	南、渡部、星、國原
2月15日	土	十六沼体育館	9:00~12:00	全講師

※ 12月7日(土)の会場は、決定し次第連絡します。

13 練習内容

月 日	区分	内 容
5月11日	経験者	技練習、試合稽古、指導稽古
	初心者	姿勢、竹刀の握り方、構え、足さばき、素振り
5月18日	経験者	技練習、試合稽古、指導稽古
	初心者	姿勢、竹刀の握り方、構え、足さばき、素振り、竹刀打ち
5月25日	経験者	技練習、試合稽古、指導稽古
	初心者	姿勢、竹刀の握り方、構え、足さばき、素振り、竹刀打ち
6月8日	経験者	技練習、試合稽古、指導稽古
	初心者	姿勢、竹刀の握り方、構え、足さばき、素振り、竹刀打ち
7月6日	経験者	基本練習、技練習、打ち込み、指導稽古
	初心者	防具付け、基本練習
8月31日	経験者	技練習、試合稽古、指導稽古
	初心者	防具付け、基本練習、試合稽古
9月28日	経験者	日本剣道形、指導稽古
	初心者	木刀による剣道基本技稽古法、指導稽古
10月5日	経験者	日本剣道形、指導稽古
	初心者	木刀による剣道基本技稽古法、指導稽古
11月16日	経験者	基本練習、技練習、かかり稽古、指導稽古
	初心者	基本練習、技練習、打ち込み、指導稽古
12月7日		審判法、試合練習、指導稽古
1月18日		審判法、試合練習、指導稽古
2月15日		審判法、試合練習、指導稽古

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。

公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）との間で保険契約を締結しています。

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険

突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

(注) ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。)

対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

△ 学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間

掛金の支払日が令和6年3月31日以前の場合
令和6年4月1日午前0時から

掛金の支払日が令和6年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

令和7年3月31日午後12時まで

※大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
子ども (中学生以下 【特別支援学校高等 部の生徒を含む。】)	A1	▶スポーツ活動 ▶文化・ボランティア・地域活動	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
大人 (高校生以上)	C	64歳 ^{注1} 以下 ▶スポーツ活動 (指導・審判を含む。)	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円
	B	65歳 ^{注1} 以上 ※A2区分で対象となる活動も補償	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	A2	▶文化・ボランティア・地域活動 ▶準備・片付け・応援・団員への送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	D	▶危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む。) アメリカンフットボール、山岳登山など	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人1億円	180万円
ワイドコース	子ども (中学生以下 【特別支援学校高等 部の生徒を含む。】)	▶A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(学校管理下を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	1,450円	3,100万円	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
				熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額はA1区分と同額	100万円	150万円	1,000円		
	大人 (高校生以上)	64歳 ^{注1} 以下 ▶C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	4,850円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
				就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額はC区分と同額	100万円	150万円	1,000円		
		65歳 ^{注1} 以上 ▶B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	180万円
				就業中、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の場合保険金額はB区分と同額	100万円	150万円	1,000円		

注1 年齢の判断は、「令和6年4月1日」を基準とします。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
<p>(1) 次のような事由により生じた傷害</p> <p>① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転</p> <p>③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失</p> <p>④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）</p> <p>⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など</p> <p>※テロ行為によるケガは対象となります。</p> <p>(2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの</p> <p>(3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われず。）</p> <p>(4) ご加入の加入区分で補償できない活動を実施している間に生じた傷害</p> <p>(5) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒およびBW・CW区分における就業中に生じた傷害</p> <p>(6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。</p> <p>① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。）</p> <p>② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外來の要件を満たさないスポーツ特有の障害</p> <p>③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性股関節症、腰痛分離症など）など</p> <p>(7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 など</p>	<p>(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害</p> <p>※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故については、多くの場合、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。</p> <p>(2) 次のような事由に起因する損害</p> <p>① 被保険者の故意</p> <p>② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打</p> <p>③ 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーター・エンジン付きの飛行機、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）船舶（人かまたは風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理</p> <p>④ 狩猟</p> <p>⑤ 地震、噴火、洪水、津波または高潮、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など</p> <p>⑥ サイバー攻撃</p> <p>(3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任</p> <p>(4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を壊した場合は支払われます。）</p> <p>(5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害</p> <p>(6) 学校、保育所の管理下における児童、生徒、学生または幼児の活動に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に起因する損害には支払われず。）</p> <p>(7) ご加入の加入区分で補償できない活動に起因する損害</p> <p>(8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。）</p> <p>(9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員、部活動指導員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害</p> <p>(10) 日本国外で行う活動に起因する事故（AW・BW・CW区分については一部対象となります。）</p> <p>(11) BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における就業中に起因する事故</p> <p>(12) 補償期間外に発生した事故 など</p>
<h3>突然死葬祭費用保険</h3>	
<p>(1) 次のような事由により生じた突然死</p> <p>① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資格運転、酒気帯び運転</p> <p>③ 被保険者の心神喪失</p> <p>④ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産。外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など</p> <p>(2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われず。）</p> <p>(3) AW・BW・CW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死</p> <p>(4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故</p> <p>(5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡</p> <p>(6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など</p>	

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険
ケガをされたとき

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。
 ※加入依頼書で加入の年度の事故は「事故通知ハガキ」のみでの受け付けとなります。
 ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④加入依頼番号
 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨入院の有無
 ※事故通知後、被保険者（負傷者）へ保険金請求に必要な書類一式を直接お送りします。
 ※入院保険金請求額が30万円以下の場合には東京海上日動からの求めがない限り原則医師の診断書のご提出は不要です。

賠償責任保険
法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき

速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。
 ①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号
 ④加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊^(注1)の程度など
 (注1) 物の損壊については、事故の状況が把握できるような現場写真や修理見積書をとっておいてください。
 ※示談交渉は被保険者（加害者）に行ってください。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

突然死葬祭費用保険
突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき

スポあんネットの事故通知機能または事故通知ハガキを利用し、速やかに東京海上日動へ次の事項をご連絡ください。
 ※加入依頼書で加入の年度の事故は「事故通知ハガキ」のみでの受け付けとなります。
 ①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④加入依頼番号
 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧死亡日時・原因（病名）

※保険金請求の際には、保険金請求書に事故日時点での団体代表者の記名・捺印が必要となります。未成年者が被保険者の場合、保険金請求書および示談書に親権者の署名・捺印が必要です。

●事故時のご連絡先（東京海上日動） ※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先（平日9:00～17:00）	都道府県	事故時の連絡先（平日9:00～17:00）
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027/011-271-7432 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 愛知 三重	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057/052-201-9654 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-037/022-225-6326 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 福井 京都 兵庫 和歌山	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067/06-6203-0677 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047/03-6632-0479 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 島根 岡山 山口 徳島 香川 高知	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085/082-511-9483 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-059/054-254-4235 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095/092-281-8375 〒812-8705 福岡市博多区綱屋町3-3

公益財団法人 **スポーツ安全協会**
 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
<https://www.sportsanzen.org>
0570-087109 [固定電話]
03-5510-0033 [携帯電話等]

<引受幹事保険会社>
東京海上日動火災保険(株) 担当課:公務第2部文教公務室 (共同引受保険会社(令和6年4月予定))
 〒102-8014
 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階
 ☎0120-233-801(平日9:00～17:00)
 あおい火災 共栄火災 損保ジャパン 大同火災
 東京海上日動 日新火災 三井住友海上 AIG 損保

当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・スポーツ安全協会賠償責任保険（学校管理下外・就業中外担保）・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）および賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約付帯施設賠償責任保険・スポーツ安全協会賠償責任担保特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項・スポーツ安全協会賠償責任担保条項）によって構成されています。

見て聞いて食べて触れて ふくしまで世界旅行しよう!

結・ゆい・フェスタ

2024

5/3 (金祝)
10:00 ▶ 16:00

まちなか広場&駅前通り
入場無料



ステージショー

まちなかステージスペシャルMC

RAG FAIR引地洋輔



アカペラグループRAG FAIRリーダー
福島フェス実行委員
NHK福島ラジオ第1「ふくどん!」木曜日パーソナリティ

様々な団体が
福島市国際交流協会ソング
「ピースカラフル」(作詞作曲引地洋輔)
の歌やダンス披露



国際豊かなステージショーで
盛り上げます!



人気の激辛・激甘早食いコーナー
我がそはの強者参戦大歓迎!!

グルメ



市内外から人気店が出店
世界のグルメが大集合!

シューティングギャラリー (的当てゲームでグルメチケットやお菓子をGET!)

1回100円

福島市国際交流協会の
アカウントどれか1つフォロー
したら無料!さらにすべての
アカウント(インスタ、
Facebook、YouTube)を
フォローしたら2回目無料!

※景品がなくなり次第終了



ワークショップ



世界の文化体験や
手作り体験ができます!

ショッピング



世界の民芸品の販売
能登支援の販売があります!

結・ゆい・ パスポートの発行

会場内で世界を感じて各国の
スタンプを集めよう!



結・ゆい・フェスタ出店ブース

今年は
最多出店数!

駅前通り

 **福島ユネスコ協会**
📖 ユネスコ活動紹介 🌱 平和のシンボル鳩の折り紙

 **ヒッポファミリークラブ 福島**
📖 活動紹介 🍵 コーヒーノキ 🗣️ 多言語クイズ

 **特定非営利活動法人 ルワンダの教育を考える会**
📖 活動紹介、アフリカ布雑貨物販 🍵 ルワンダコーヒー・紅茶

 **福島ファイヤーボンズ**
📖 グッズ販売 🏀 スマートボール、フリースローチャレンジ

 **福島移住女性支援ネットワーク(EIWAN)**
📖 活動紹介 🗣️ 多文化クイズ

 **福島日中文化交流会**
📖 中国文化の紹介 🎲 中国文化の体験(将棋・麻雀)

 **福島人権擁護委員協議会**
🗣️ バルーンアート

 **タイ食堂 TARAYA**
🍽️ ガパオライス、ガイヤーン、カオマンガイ

 **アブソープ**
🍽️ らーめんたけや アケボノしょうゆラーメン

 **BLTカフェ**
🍽️ オーナースバーガー、オールドアメリカン

 **くうたの子屋**
🍽️ わらびもち、フライドポテト、みるくかき氷

 **笑屋**
🍽️ イカ焼き、つぶ貝串焼き、ほたて串焼き

 **たこ焼きペアハウス**
🍽️ たこ焼き、大判焼き、ラーメン、かき氷

 **4CLOVER**
🍽️ ワッフル、コーヒー

 **キッチンノマド**
🍽️ オムライス、ソフトクリーム、ポテト

 **ふくふく**
🍽️ 小籠包、焼きそば、揚げたこ焼き

 **Pizza Bravo**
🍽️ 石窯ナポリピザ各種

街なか広場

 **株式会社ニッセープロダクツ 福島営業所**
海外の食品プレゼント!

 **ふくしま青年海外協力隊の会**
📖 プラバンキーホルダー作り・協力隊ナビ等

 **一般社団法人 フィリピンエキスポ**
📖 フィリピンEXPOの案内 🍽️ フィリピンジュース、フィリピンホットドッグ、ナッツ、ココナッツジュース

 **本格インド料理 チャイパニ**
🍽️ サモサ、インドビール、カレー弁当、タンドリーチキン

 **桃花会**
🍽️ チキンのフォガ、ベトナムホットコーヒー、揚げ春巻

 **来音**
🍽️ ジャークチキン、チーズボール、いちごみるく

 **ハワクカマイフクシマ**
📖 活動報告、手作りプレスレット販売 🍽️ フィリピン弁当

 **ふくしま・ベトナム友好協会**
🍽️ バインガイ、バインコム、バインミー

 **ともだち・カワン・コミュニティ**
📖 マレーシアについて、紙トレイの取り組みについて、マレーシアグッズの販売 🍽️ ミーゴレン

 **La Union**
🍽️ ジョージアチキンサンド、ペルーカレー丼、台湾煮玉子串

 **(株)ら・さんたランド**
🍽️ 揚げカレーパン、揚げクリームパン、揚げあんぱん

 **Grill Jamaica**
🍽️ ジャークポーク、ジャークチキン

 **コムニタス福島インドネシア**
📖 インドネシア工芸品の販売 🍽️ ナシレンダン、テンペゴレン、ミーパン

 **株式会社 アソシエイト**
🍽️ 台湾粽、台湾カステラ、タピオカミルクティー

 **たいやき十番館**
🍽️ クロワッサンたい焼き(あんこ、クリーム、チョコレート)、ソフトクリーム、かき氷、フラッペ

 **いちい**
🍽️ 能登の特産品

📖 展示&物販 🍽️ 飲食 🗣️ ワークショップ

協賛企業 私達は多文化共生を含む共生社会の実現を応援しています。



(順不同)